

## 平成20年度税制改正要望の骨子

### 1. 金融・資本市場の活性化と国際的な取引の推進のために

#### (1) 金融所得課税の一体化の推進

- 金融所得課税の一体化を推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金を含め損益通算を幅広く認めること。なお、公募株式投資信託の償還（解約）益については、他の公募株式投資信託の償還（解約）損や株式等の譲渡損との通算を早急に可能とすること。
- 納税の仕組みについては、実務面から十分な検討を行い、納税者、金融機関が受入可能な実効性のある制度とするとともに、その導入にあたっては十分な準備期間を設けること等。

#### (2) 確定拠出年金税制の見直し

- 退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃すること。少なくとも課税停止期限（平成20年3月末）を延長すること。
- 拠出限度額を引き上げること。
- マッチング拠出を容認すること。

#### (3) 資産流動化関連税制の延長・拡充

- S P C等を通じた資産流動化における所有権等の移転に係る登録免許税の特例措置の適用期限（平成20年3月末）を延長すること。
- S P C等が支払う利益配当について、損金算入が認められる要件を緩和すること。具体的には、適格機関投資家以外のC M B S（商業用不動産ローン担保証券）の発行体からの借入も認めること。

#### (4) 非居住者等に対する利子等の非課税措置の拡充

- 非居住者等が受け取る民間国外債の利子等の非課税措置を恒久化すること。少なくとも適用期限（平成20年3月末）を延長すること。

- 非居住者等が受け取る振替制度を利用した社債の利子について非課税措置を講じること。

(5) 外国金融機関等との債券現先取引に係る利子非課税措置の恒久化・適用期限の延長

- 外国金融機関等が特定金融機関等との間で行う債券現先取引（いわゆる外債レポ取引）により支払いを受ける利子の非課税措置を恒久化すること。少なくとも適用期限（平成20年3月末）を延長すること。

(6) 東京オフショア市場における源泉所得税免除措置の恒久化・適用期限の延長

- 東京オフショア市場における源泉所得税免除措置を恒久化すること。少なくとも適用期限（平成20年3月末）を延長すること。

(7) 租税条約に関する手続の簡素化

- 租税条約の規定に基づき利子・配当に対する所得税の軽減・免除を受けるときに提出する「租税条約に関する届出書」の手続を簡素化・合理化すること。

## 2. 経済活性化と課税の適正化のために

(1) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等

- 現行の住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の適用が平成20年居住分までとされていることを踏まえて、住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等を行うこと。

(2) 株券の電子化に伴う特定口座制度の整備

- 株券の電子化に伴い、顧客が担保として銀行に差し入れる特定口座内の上場株式等について、特定口座への再受入を可能とすること。

(3) 印紙税の軽減・簡素化

- 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう、軽減・簡素化すること。

#### (4) 登録免許税の軽減・簡素化

- 登録免許税の税率をその手数料的な性格から、低額の定額税率とする等、軽減・簡素化すること。

### 3. 適切な経営環境を確保するために

#### (1) 貸倒れに係る無税償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰戻還付制度等の拡充

- 貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大すること。
- 欠損金の繰戻還付制度の凍結措置を解除し、繰戻期間（現行1年間）の延長等を図ること。

#### (2) 外国税額控除制度の拡充

- 外国税額控除の繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行3年間）を延長すること。
- 間接外国税額控除の対象を曾孫会社以下まで拡大すること。

#### (3) 銀行協会に係る非営利法人課税

- 法人税等の取扱いについて、銀行協会に現状の公益法人課税と同等の内容を適用すること、および、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」について会員からの会費等を非課税とすること等の措置を講じること。

以 上